町政あんない

新型コロナウイルス感染症対策のため、広報に掲載されているイベントなどの開催について変更されることがあります。また、公共施設の利用について、臨時に閉館などを実施することがあります。最新の情報は、町ホームページをご確認いただくか、各問合せ先にお問い合わせください。

環境パネル展の開催

11/9~20

リサイクルや地球温暖化について、学ぶことのできる環境パネル展を開催します。

▼**期間**　11月9日（月）～20日（金）の開庁期間

▼**場所**　役場庁舎1階ロビー

▼**内容**

○環境パネル展示

環境（リサイクル、地球温暖化、食品ロス、浄化槽等）に関するパネル展示

○クイズラリー

展示パネルに関するクイズ（参加賞有り）。お子様も参加できます。

▼**問合せ**　住民課環境保全係　☎28・0916

野焼きは禁止されています

Info

家庭から出るごみや草・木等を燃やすことは、次の例外を除いて禁止されています。ごみはルールに従って出してください。

・どんと焼き等の風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な場合

・農業、林業等を営むためにやむを得ないものとして行う場合

・学校教育又は社会教育活動に必要なものとして行われる場合、等

なお、これらの場合でも、煙や灰の飛散等、近隣の方の迷惑にならないように注意してください。

▼**問合せ**　住民課環境保全係　☎28・0916

ブロック塀の撤去費補助金

Info

道路や公共施設に面したブロック塀等を撤去する際に補助金を交付しています。

▼**補助の対象となるブロック塀等**

コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀で道路等からの高さが1m以上かつ組積造の部分が80㎝以上のもの。

▼**補助金の額**

ブロック塀等の撤去に要した経費と撤去したブロック塀等の延長に1m当たり1万円を乗じた額のいずれか少ない額の2分の1の額とし、10万円を限度とします。

なお、令和4年3月31日までの間において、小学校の通学路に指定されている道路等に面するブロック塀等を撤去する場合の補助額は、1m当たり1万円を乗じた額のいずれか少ない額の4分の3の額とし、15万円を限度とします。

▼**申込み・問合せ**　産業・都市政策課都市政策係　☎28・2463

排水設備指定工事店のお知らせ

Info

排水設備指定工事店の届出がありましたのでお知らせします。

下水道に接続するための宅地内の排水設備工事は、指定工事店でなければ行うことはできませんのでご注意ください。

▼**追加工事店**

株式会社クアトロ（尾張旭市井田町二丁目375番地）

▼**社名変更**

株式会社三東（旧社名　三東設備工事株式会社）

▼**問合せ**　建設課下水道係　☎28・0940

下水道接続のお願い

Info

公共下水道が整備された地域では、浄化槽はすみやかに、くみ取りトイレは3年以内に水洗トイレに改造し、公共下水道に接続することが義務付けられています。下水道に接続すると、悪臭や害虫の発生が少なくなり、生活環境が良くなります。1日も早く公共下水道への接続をお願いします。

なお、下水道への接続により不要となる合併処理浄化槽を雨水貯留施設に転用する方には、次のとおり工事費の一部を補助する制度があります。

▼**浄化槽転用雨水貯留施設設置補助金制度**

この制度は下水道接続により不要となる合併処理浄化槽を雨水貯留施設に転用する工事費の一部を補助するものです。

合併浄化槽を雨水貯留施設へ改造することで、大雨の際の洪水・浸水被害を緩和できます。また、貯留した雨水を散水や洗車等に使用することで、上下水道使用料を節約することもできます。

補助金額は工事費の5分の4で浄化槽の大きさにより限度額が異なります（5～10人槽の浄化槽の場合、限度額は25万円です）。補助は予算の範囲内で先着順に受け付けますので、お考えの方は、町に登録している指定工事店までお早めにご相談ください。

▼**問合せ**　建設課下水道係　☎28・0940

図書無償譲渡

11/1~29

除籍した図書を無償でお譲りします。

▼**とき**　11月1日（日）～11月29日（日）

▼**ところ**　社会教育センター図書室

▼**対象者**　町内に在住・在勤の方

▼**譲渡冊数**　個人は1人10冊まで。団体は1団体100冊まで。

▼**問合せ**　社会教育センター図書室　☎28・5449